

【風水害】平成28年8月30日台風10号に伴う防災情報（第10報）

平成28年8月31日 06:00

東北地方整備局で派遣しているリエゾン及び災害対策機械の活動状況は、以下のとおりです。また、通行規制状況等は以下のとおりです。

なお、災害対策本部（非常体制）は継続中です。

<通行止め区間>

- ・岩手県 国道45号（宮古市藤原交差点 264k0 付近） [30日 17:45～]
- ・岩手県 国道45号（陸前高田市 153k0 付近） [30日 17:50～]
- ・岩手県 国道45号（田野畑村～普代村 320k～327k 付近）
[30日 20:15～ 31日 01:10] ⇒ 通行止め解除
- ・岩手県 岩泉町小本交差点～国道455号～岩泉道路～田野畑村
国道45号 7.3kmの区間 [30日 21:15～ 31日 04:40] ⇒ 通行止め解除
- ・岩手県 岩泉町小本郵便局前 50mの区間 [31日 00:00～]

<体制状況>

- ・29日 10:30 管内に台風10号が接近し、被害が発生する恐れがあるため
- ・29日 17:00 局管内において重大もしくは広範囲な被害が発生する恐れがあるため
- ・30日 22:05 局管内において重大な災害が発生したため非常体制を発令
- ・30日 12:00 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・30日 14:40 河川2支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・30日 8:00 道路3支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・30日 15:00 道路3支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・29日 17:03 港湾空港2支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

<リエゾン派遣状況：2県10市4町3村のうち1県6市2町・撤収>

- ・青森県
 - 八戸市 2名（青森河川国道事務所） ⇒ 撤収
- ・岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）
 - 久慈市 1名（三陸国道事務所）
 - 野田村 1名（三陸国道事務所）
 - 宮古市 2名（三陸国道事務所）
 - 山田町 2名（三陸国道事務所） ⇒ 撤収

洋野町	1名	(三陸国道事務所)	
田野畑町	1名	(三陸国道事務所)	
岩泉町	1名	(三陸国道事務所)	
釜石市	1名	(南三陸国道事務所)	
大船渡市	1名	(南三陸国道事務所)	⇒ 撤収
陸前高田市	1名	(南三陸国道事務所)	⇒ 撤収
大槌町	1名	(南三陸国道事務所)	⇒ 撤収
遠野市	2名	(岩手河川国道事務所)	
普代村	1名	(三陸国道事務所)	
・宮城県庁	2名	(東北地方整備局)	⇒ 撤収
石巻市	2名	(北上川河川河川事務所)	⇒ 撤収
気仙沼市	3名	(仙台河川国道事務所)	⇒ 撤収
・福島県			
福島市	2名	(福島河川国道事務所)	⇒ 撤収
計	29名	うち	16名・撤収

<災害対策機械>

岩手県宮古市の要請により排水作業を実施中。

- ・排水ポンプ車 30m³/min × 2台 (31日04:21と04:40から排水作業実施中)

岩手県下閉伊郡岩泉町の要請により排水作業のため現地に移動中。

- ・排水ポンプ車 30m³/min × 2台

自衛隊ヘリコプターにより、岩泉町の風水害被害状況調査を実施及び情報共有中。

各事務所の情報は[こちら\(一覧\)](#)から

— 前回までの防災情報 —

平成28年8月31日 00:00

東北地方整備局で派遣しているリエゾンの活動状況は、以下のとおりです。

また、通行規制状況等をお知らせします。

なお、災害対策本部(非常体制)は継続中です。

<通行止め区間>

- ・岩手県 仙人峠国道(国道 283 号) 釜石西 I C(仮)～遠野住田 I C
[3 0 日 15:00～21:45] ⇒ 通行止め解除
- ・岩手県 国道 4 号(岩手町五日市地内 571k5 付近)
[3 0 日 15:04～21:10] ⇒ 通行止め解除
- ・岩手県 国道 4 5 号(宮古市藤原交差点 264k0 付近) [3 0 日 17:45～]
- ・岩手県 国道 4 5 号(陸前高田市 153k0 付近) [3 0 日 17:50～]
- ・岩手県 国道 4 5 号(田野畑村～普代村 320k～327k 付近) [3 0 日 20:15～]
- ・岩手県 岩泉町小本交差点～国道 455 号～岩泉道路
～田野畑村国道 4 5 号 7.3km の区間 [3 0 日 21:15～]

<体制状況>

- ・ 2 9 日 1 0 : 3 0 管内に台風 10 号が接近し、被害が発生する恐れがあるため
- ・ 2 9 日 1 7 : 0 0 局管内において重大もしくは広範囲な被害が発生する恐れがあるため
- ・ 3 0 日 2 2 : 0 5 局管内において重大な災害が発生したため非常体制を発令
- ・ 3 0 日 1 2 : 0 0 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・ 3 0 日 1 4 : 4 0 河川 2 支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・ 3 0 日 8 : 0 0 道路 3 支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・ 3 0 日 1 5 : 0 0 道路 3 支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・ 2 9 日 1 7 : 0 3 港湾空港 2 支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

<リエゾン派遣状況：2 県 1 0 市 4 町 3 村 うち 1 県 3 市・撤収>

- ・青森県
 - 八戸市 2 名(青森河川国道事務所)
- ・岩手県庁 2 名(岩手河川国道事務所)
 - 久慈市 1 名(三陸国道事務所)
 - 野田村 1 名(三陸国道事務所)
 - 宮古市 2 名(三陸国道事務所)
 - 山田町 2 名(三陸国道事務所)
 - 洋野町 1 名(三陸国道事務所)
 - 田野畑町 1 名(三陸国道事務所)
 - 岩泉町 1 名(三陸国道事務所)
 - 釜石市 1 名(南三陸国道事務所)
 - 大船渡市 1 名(南三陸国道事務所) ⇒ 撤収
 - 陸前高田市 1 名(南三陸国道事務所)
 - 大槌町 1 名(南三陸国道事務所)
 - 遠野市 2 名(岩手河川国道事務所)

普代村	1名（三陸国道事務所）	
・宮城県庁	2名（東北地方整備局）	⇒ 撤収
石巻市	2名（北上川河川河川事務所）	⇒ 撤収
気仙沼市	3名（仙台河川国道事務所）	
・福島県		
福島市	2名（福島河川国道事務所）	⇒ 撤収
計	29名	うち 7名・撤収

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

－ 前回までの防災情報 －

【風水害】平成28年8月30日台風10号に伴う防災情報（第8報）

平成28年8月30日 22:05

東北地方整備局災害対策本部は、平成28年8月29日17:00に警戒体制（風水害）を発令しておりましたが、平成28年8月30日22:05に非常体制（風水害）に移行しました。

【理由】

東北地方整備局管内において重大な災害が発生したため。

また、東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。
なお、通行規制状況等をお知らせします。

<通行止め区間>

- ・岩手県 仙人峠国道(国道283号) 釜石西IC(仮)～遠野住田IC [30日15:00～]
- ・岩手県 国道4号(岩手町五日市地内571k5付近) [30日15:04～]
- ・岩手県 国道45号(田野畑村～普代村320k～327k付近) [30日20:15～]
- ・岩手県 岩泉町小本交差点～国道45号～岩泉道路～田野畑村
国道45号7.3kmの区間 [30日21:15～]

<体制状況>

- ・29日10:30 管内に台風10号が接近し、被害が発生する恐れがあるため
- ・29日17:00 局管内において重大もしくは広範囲な被害が発生する恐れがあるため
- ・30日22:05 局管内において重大な災害が発生したため非常体制を発令

- ・ 30日12:00 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・ 30日14:40 河川2支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・ 30日 8:00 道路3支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・ 30日15:00 道路3支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・ 29日17:03 港湾空港2支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

＜リエゾン派遣状況：2県10市4町3村＞

・ 青森県

※八戸市役所 2名（青森河川国道事務所）

・ 岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）

久慈市 1名（三陸国道事務所）

野田村 1名（三陸国道事務所）

宮古市 2名（三陸国道事務所）

山田町 2名（三陸国道事務所）

洋野町 1名（三陸国道事務所）

田野畑町 1名（三陸国道事務所）

岩泉町 1名（三陸国道事務所）

釜石市 1名（南三陸国道事務所）

大船渡市 1名（南三陸国道事務所）

陸前高田市 1名（南三陸国道事務所）

大槌町 1名（南三陸国道事務所）

遠野市 2名（岩手河川国道事務所）

※普代村 1名（三陸国道事務所）

・ 宮城県庁 2名（東北地方整備局）

石巻市 2名（北上川河川河川事務所）

気仙沼市 3名（仙台河川国道事務所）

・ 福島県

福島市役所 2名（福島河川国道事務所）

計 29名

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月30日 20:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。
また、通行規制状況等をお知らせします。

なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

<通行止め区間>

- ・岩手県 仙人峠国道(国道 283 号) 釜石西 I C (仮)～遠野住田 I C [30日 15:00～]
- ・岩手県 国道 4 号 (岩手町五日市地内 571k5 付近) [30日 15:04～]

<体制状況>

- ・ 30日 12:00 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・ 30日 14:40 河川 2 支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・ 30日 8:00 道路 3 支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・ 30日 15:00 道路 3 支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・ 29日 17:03 港湾空港 2 支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

<リエゾン派遣状況：2 県 10 市 4 町 3 村>

・青森県

※八戸市役所 2 名 (青森河川国道事務所)

・岩手県庁 2 名 (岩手河川国道事務所)

久慈市 1 名 (三陸国道事務所)

野田村 1 名 (三陸国道事務所)

宮古市 2 名 (三陸国道事務所)

山田町 2 名 (三陸国道事務所)

洋野町 1 名 (三陸国道事務所)

田野畑町 1 名 (三陸国道事務所)

岩泉町 1 名 (三陸国道事務所)

釜石市 1 名 (南三陸国道事務所)

大船渡市 1 名 (南三陸国道事務所)

陸前高田市 1 名 (南三陸国道事務所)

大槌町 1 名 (南三陸国道事務所)

遠野市 2 名 (岩手河川国道事務所)

※普代村 1 名 (三陸国道事務所)

・宮城県庁 2 名 (東北地方整備局)

石巻市 2 名 (北上川河川河川事務所)

気仙沼市 3 名 (仙台河川国道事務所)

・福島県

福島市役所 2 名 (福島河川国道事務所)

計 29 名

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月30日 18:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加（※）派遣しました。

また、通行規制状況等をお知らせします。

なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

<通行止め区間>

- ・岩手県 仙人峠国道(国道 283 号) 釜石西 I C (仮)～遠野住田 I C [30日 15:00～]
- ・岩手県 国道 4 号 (岩手町五日市地内 571k5 付近) [30日 15:04～]

<体制状況>

- ・30日 12:00 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・30日 14:40 河川 2 支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・30日 8:00 道路 3 支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・30日 15:00 道路 3 支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・29日 17:03 港湾空港 2 支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

<リエゾン派遣・活動状況>



▲岩手県庁の情報収集状況



▲宮城県庁の情報収集状況



▲福島市役所の情報収集状況

- ・宮城県庁 2名（東北地方整備局）
 - 石巻市 2名（北上川河川河川事務所）
 - 気仙沼市 3名（仙台河川国道事務所）
- ・岩手県庁 2名（岩手河川国道事務所）
 - 久慈市 1名（三陸国道事務所）
 - 野田村 1名（三陸国道事務所）

宮古市	2名	(三陸国道事務所)
山田町	2名	(三陸国道事務所)
※洋野町	1名	(三陸国道事務所)
※田野畑町	1名	(三陸国道事務所)
※岩泉町	1名	(三陸国道事務所)
釜石市	1名	(南三陸国道事務所)
大船渡市	1名	(南三陸国道事務所)
陸前高田市	1名	(南三陸国道事務所)
大槌町	1名	(南三陸国道事務所)
遠野市	2名	(岩手河川国道事務所)
・福島県		
福島市役所	2名	(福島河川国道事務所)
計	26名	

各事務所の情報は[こちら\(一覧\)](#)から

平成28年8月30日 15:00

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加(※)派遣しました。
また、新たな通行規制状況等をお知らせします。
なお、災害対策本部(警戒体制)は継続中です。

<通行止め区間>

- ・仙人峠国道(国道283号) 釜石西IC(仮)～遠野住田IC

<体制状況>

- ・30日12:00 海岸が警戒体制に入り、これに伴い河川室が警戒体制を発令。
- ・30日14:40 河川2支部が注意体制に入り、これに伴い河川室は警戒体制を継続。
- ・30日 8:00 道路3支部が注意体制に入り、これに伴い道路室が注意体制を発令。
- ・30日15:00 道路3支部が警戒体制に入り、これに伴い道路室が警戒体制を発令。
- ・29日17:03 港湾空港2支部が注意体制に入り、これに伴い港湾空港室が注意体制を発令。

<リエゾン派遣状況>

- ・宮城県庁 2名(東北地方整備局)
- ※石巻市 2名(北上川河川河川事務所)
- ※気仙沼市 3名(仙台河川国道事務所)
- ・岩手県庁 2名(岩手河川国道事務所)

※久慈市	1名	(三陸国道事務所)
※野田村	1名	(三陸国道事務所)
※宮古市	2名	(三陸国道事務所)
※山田町	2名	(三陸国道事務所)
※釜石市	1名	(南三陸国道事務所)
※大船渡市	1名	(南三陸国道事務所)
※陸前高田市	1名	(南三陸国道事務所)
※大槌町	1名	(南三陸国道事務所)
※遠野市	2名	(岩手河川国道事務所)
・福島市役所	2名	(福島河川国道事務所)
計	23名	

各事務所の情報は[こちら \(一覧\)](#) から

平成28年8月30日 13:20

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを追加(※)派遣しました。
 なお、災害対策本部(警戒体制)は継続中です。

- ・宮城県庁 2名(東北地方整備局)
- ・岩手県庁 2名(岩手河川国道事務所)
- ・※福島市役所 2名(福島河川国道事務所)

【理由】

各地方自治体からリエゾン派遣要請があったため。

各事務所の情報は[こちら \(一覧\)](#) から

平成28年8月30日 12:30

東北地方整備局では、以下のとおり、リエゾンを派遣しました。
 なお、災害対策本部(警戒体制)は継続中です。

- ・宮城県庁 2名(東北地方整備局)
- ・岩手県庁 2名(岩手河川国道事務所)

【理由】

両県で災害対策本部が設置され、リエゾン派遣要請があったため。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月29日 17:00

東北地方整備局災害対策本部は、平成28年8月29日10:30に注意体制（風水害）を発令しておりましたが、平成28年8月29日17:00に警戒体制（風水害）に移行しました。

【理由】

管内に台風10号が接近し、重大もしくは広範囲な被害が発生するおそれがあるため。

各事務所の情報は[こちら（一覧）](#)から

平成28年8月29日 10:30

東北地方整備局災害対策本部は、平成28年8月29日10:30に注意体制（風水害）を発令します。

【理由】

管内に台風10号接近し、被害が発生するおそれがあるため。

<本部の状況>

注意体制:総括室

<支部の状況>

注意体制: